

入 札 説 明 書

調達物品名

平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等
賃貸借及び保守業務

平成28年4月

新潟市総務部 I T 推進課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び数量

平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達物品の特質等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行場所

新潟市の指定する場所

(4) 契約期間

平成28年9月1日から平成32年9月30日まで（49か月）

(5) 入札方法

7か月分の金額（月額×7か月）で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者、又は政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を契約課に提出し、入札参加資格の認定を受けた者であること。

(2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 本入札への参加申請日から契約締結の日まで、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。

(5) 「プライバシーマークの認定」、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」のいずれかを取得している者であること。

なお、保守業務を他の者に行わせる場合は、保守業務を行う者がいずれかの認証を取得していること。

3 問い合わせ先等

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市総務部IT推進課

電話025-228-1000 内線32480 FAX 025-280-1191

E-mail it_promo@city.niigata.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 様式第1号「一般競争入札参加申請書」、様式第2号「秘密保持誓約書」、様式第3号「機能証明書（機器等明細一覧）」を平成28年5月25日17時までに上記3の場所に持参又は郵送にて申請すること。持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の8時30分から17時までとする。

なお、新潟市の政府調達（WTO）契約に係る入札参加資格審査申請の申請中である場合は、申請の際に交付する「業務委託入札参加資格審査申請書受付票」の写しを合わせて提出すること。

- (2) 競争加入者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付期限 平成28年6月1日

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成28年6月10日11時

イ 場所 上記3の同所 分館1-101会議室

- (2) 郵送による入札書の受領期間及び提出先

ア 書留郵便に限る。

イ 受領期間 平成28年6月2日から平成28年6月9日17時まで

ウ 提出先 上記3の場所へ提出すること。

- (3) 競争加入者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書(案)及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。仕様書について疑義がある場合は、様式第4号「質疑書」を平成28年5月25日17時までに、上記3へE-mailにより提出すること。電話や口頭による質疑は原則として受け付けない。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の

- 代理人となることができない。
- (5) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 競争加入者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、様式第5号「入札書」、様式第6号「入札金額内訳書」及び様式第7号「委任状」を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第5号「入札書」、様式第6号「入札金額内訳書」を提出しなければならない。
- ア 競争加入者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - イ 代理人が入札する場合は、競争加入者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
 - ウ 入札金額
 - エ 履行期限、履行場所
 - オ 品名及び数量
 - カ 品質・規格
- 「仕様書のとおり」という記載でも構わない。
- キ 入札金額内訳金額・合計
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書及び入札金額内訳書は封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、品名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。なお、郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については、二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きする。上記で示した入札書等のほか、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 入札書及び委任状の記入は、ペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用すること。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと（金額を除く）。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しを

- することができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
 - (17) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
 - (18) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
 - (19) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、後記7の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
 - (20) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち、入札書に最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の入札金額及び入札金額内訳書の賃借料、保守料の金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、入札金額内訳書に記載された賃借料、保守料の金額及び入札書に記載の金額が予定価格の制限の範囲内であり、入札書の金額において最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 契約の停止等

本調達物品の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10 低入札価格調査について

業務履行が困難と判断できる低価格での落札の場合は、費用、履行体制などについて必要に応じて調査を実施する。調査の結果、履行困難と判断したときは、失格とする場合がある。

11 契約保証金

規則第33条により、契約額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 支払いの条件

業務委託の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書を平成28年5月25日までに下記へ提出すること。なお、申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025-228-1000 内線32213・32214

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/>

16 その他

- (1) 入札書の到着確認、落札者決定まで入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。
- (2) 落札者は、本調達物品に関する品目ごとの見積明細書を、落札後速やかに提出すること。

様式第1号

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項目	適用
入札公告年月日	平成28年4月27日
調達物品名	平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務
競争入札参加資格者名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード：_____
保守業務実施者	<input type="checkbox"/> 自者 <input type="checkbox"/> 他者 (保守業務実施者名：_____)
プライバシーマーク、ISMSの認証登録番号	プライバシーマーク
	ISMS
連絡先	担当者
	電話
	F A X
	e-mail

秘密保持誓約書

(以下「乙」という。)は、「平成28年9月導入中央電子
計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務に係る業者選定」(以下「本業者選定」という。)
の秘密保持に関し、新潟市(以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は、甲が本業者選定において開示した情報の秘密保持について
誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して開示される本業者選定の仕様
書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は、秘密情報に含
まれないものとします。

(1) 公知の情報

(2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらず公知となった情報

(3) 開示について、甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘
密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は秘密情報を本業者選定のために必要な限りにおいて利用できるものとし、
事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本業者選定以外の目的には、一切使用又
は利用しません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりした
ことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適
当と考える必要な措置を採っても構いません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本業者選定終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、
また、本業務選定終了後は、速やかに甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄し
ます。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図りま
す。

誓約日 平成 年 月 日

乙

住 所

名 称

代表者

(印)

様式第4号

質 疑 書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

調達物品名 平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

上記調達にかかる仕様書の内容について、次のとおり質問します。

仕 様 書 (該当ページ、項番等)	内 容

注) 入札等の手続き(仕様書などの資料に関する事項を含む)に関する質問は、入札説明書を熟読のうえ、この質疑書を用いて行うこと。

様式第5号

入札書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額	百	千	円		
履行場所	指定場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	7か月			

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第5号

[記載例]

入 札 書

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新 潟 市 長

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町

〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 △△株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

受 任 者 〇〇 〇〇 印

委任を受けて入札する場合には、受任者名を記入し、押印してください。

総額（税抜）の金額を記入してください。下記の「金額」と同額。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえに入札いたします。

入 札 金 額	百 円	千 円	円	
	〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇	
履 行 場 所	指定場所			
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額
平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	7か月	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

(注) 入札額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

様式第6号

入札金額内訳書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所

氏名

印

受任者

印

品名：平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

入札金額内訳	金額								
				百			千		円
賃借料									
保守料									
合計									

「金額」は、すべて消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

「合計」は、入札書に記載した入札金額と一致すること。

様式第6号

[記載例]

入札金額内訳書

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所 ○○県○○市○○町
○○丁目○○番○

委任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください。

氏名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

受任者 ○○ ○○ 印

品名：平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

入札金額内訳	金額								
				百		千			円
賃借料				○	○	○	○	○	○
保守料				○	○	○	○	○	○
合計				○	○	○	○	○	○

「金額」は、すべて消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

「合計」は、入札書に記載した入札金額と一致すること。

様式第7号

委 任 状

平成 年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者 住 所

氏 名

印

受 任 者 氏 名

印

記

件 名 平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

様式第7号
[記載例]

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 新潟市長

社判と代表者印のそれぞれを押印します。印影は新潟市競争入札参加資格登録での届出使用印としてください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 〇〇県〇〇市〇
〇〇町〇丁目〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

受任者 氏名 〇〇 〇〇 印

記

件名 平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等
貸借及び保守業務仕様書

平成28年4月

新潟市総務部IT推進課

本仕様書は、新潟市が平成28年9月に導入予定の中央電子計算機用端末機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借及び保守業務に関し、本市と受託者の契約履行について必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務

2 納入場所

新潟市総務部IT推進課が指定する場所

3 賃貸借期間

平成28年9月1日から平成32年9月30日まで（49か月）

4 契約形態及び支払

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借契約期間の開始までは、本市及びシステムベンダー等による機器等の設定を含めた準備期間とし、支払いについては平成28年9月実績分から発生するものとする。

5 業務の内容

下記の業務を実施すること。なお、下記の業務実施に要する一切の費用は、本市が負担する旨明示されている事項を除き、受託者の負担とする。

また、下記の業務実施にあたっては、中央電子計算機の開発及び運用業務を担当している富士通株式会社と十分な調整を行うこと。

(1) 以下の機器等を賃貸すること。なお、機器等の性能及びソフトウェアの種類と数量等、詳細については「14 機器等の仕様」のとおりとする。

ア ハードウェア・周辺機器

(ア) パーソナルコンピュータ①	21台
(イ) パーソナルコンピュータ②	41台
(ウ) サーバ	2台
(エ) 磁気カードリーダー	64台
(オ) 無停電電源装置	2台

イ ソフトウェア・ライセンス

「14 機器等の仕様」(2)に記載のとおり

ウ プリンタ

(ア) ページプリンタ①	1台
(イ) ページプリンタ②	3台

エ スイッチングハブ

(ア) 24ポートスイッチングハブ	5台
-------------------	----

(2) 機器等の導入に係る以下の付帯作業を実施すること。

ア 作業計画書及び設定設計書の作成

契約締結後速やかに作業体制を確立し、次の事項について作業計画書及び設定設計書を作成の上、本市の承認を得ること。

(ア) 作業計画書

機器等及びソフトウェアの設定設計、設定作業、搬入作業などの一連の付帯作業にかかる日程や、各作業の体制等を記載すること。

(イ) 設定設計書

本市の指示に基づき設計を行うこと。なお、詳細事項については本市と協議の上、本市の指示に従い設定すること。

イ 仮搬入（その1）用設定

上記（1）ア「ハードウェア・周辺機器」の（ア）から（ウ）の区分ごとに、本市の指定するOS、プリンタドライバ、ソフトウェア等のインストール及びそれらの設定を、本市の指示する台数分行うこと。

ウ プリンタの設定

上記（1）ウ「プリンタ」のすべての機器について、印刷設定、ネットワーク設定等の各種設定（設置場所での設定・調整を要するものを除く）を、本市の指示により行うこと。

エ スイッチングハブの設定

上記（1）エ「スイッチングハブ」について、ネットワーク設定等の各種設定（設置場所での設定・調整を要するものを除く）を、本市の指示により行うこと。

オ 機器等の仮搬入（その1）

本市及び関連業者による業務ソフトのインストール等作業（マスタ機作成）を行うため、上記イの仮搬入（その1）用設定作業を行った機器等を、「6 搬入場所」（1）で定める場所へ仮搬入すること。

カ マスタ機のディスクイメージの作成及びクローニング、個別設定作業

(ア) 上記オの仮搬入の後、本市及び関連業者による業務ソフトのインストール等を行ったマスタ機を本市より受領し、各マスタ機のディスクイメージを作成すること。また、作成したディスクイメージを用いて、本市の指示する台数分クローン機を作成すること。

ディスクイメージはOS標準の機能を使用して作成すること。また、作成したディスクイメージは本市所有の外付ハードディスクに保存の上、付帯作業完了後に本市に納入すること。

(イ) クローニングを行った機器等について、本市の指示に基づきIPアドレス等の個別設定を行うこと。

キ 機器等の仮搬入（その2）

本市及び関連業者による機器等の個別設定を行うため、上記カの作業を

行った機器等を、「6 搬入場所」(1)で定める場所へ再度仮搬入すること。

ク 機器等の運搬、本搬入及び設置

(ア) 本市及び関連業者にて個別設定を行った端末機器等及び上記ウの作業を行ったプリンタ、上記エの作業を行ったスイッチングハブについて、「6 搬入場所」(2)で定める場所まで必要台数を運搬し、搬入・設置すること。なお、スイッチングハブ設置の際に必要な金具類及びネジ等については、受託者が用意すること。

(イ) 機器等の使用開始にあたり、現地調整・設定作業が必要な場合は、それらの作業も併せて実施すること。

(ウ) 搬入・設置作業についての特記事項

a 他の機器及び本市業務の妨げにならないよう配慮すること。

b 受託者の責により本市の施設及び設備等に損壊を生じさせた場合は、受託者の責任においてこれを補修すること。

c 作業終了後は、梱包材等の搬出、清掃を行い、移動した机等を元に戻した後、作業完了を本市に報告すること。なお、搬出した梱包材等の廃棄は受託者が行なうこと。

(3) 機器等が常に安全な機能を保つように機器等を対象として、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

ア 基本要件

(ア) 保守の期間は、上記(2)イ「仮搬入(その1)用設定」の作業開始日から平成32年9月30日までとする。

(イ) 保守作業を行う際は、事前に保守作業計画書を本市に提出し、承認を受けること。また、保守完了後は作業報告書を本市に提出すること。

(ウ) 技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法などの技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

(ア) 本市からの障害時連絡を受けられるよう連絡体制を整備すること。

(イ) 連絡受付の時間帯は、平日8時30分から17時30分までとする。ただし、本システムは上記時間帯以外も稼働するシステムであるため、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも連絡のとれる体制を確保すること。

(ウ) 連絡から障害対応開始までの所要時間はおおむね30分以内とする。ただし、連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は、遅くとも翌開庁日の9時までには復旧を開始すること。

(エ) 障害時に技術者の派遣回数を制限しないこと。また、派遣に係る費用は別途発生しないこと。

(オ) 障害時に派遣される技術者は、障害対応にあたり、ホストシステムを開発・運用する富士通株式会社と連絡・調整を図り復旧に臨むこと。

(カ) 障害時は、障害対応の進捗状況及び復旧予定見込み時間などを、随時

本市に報告すること。

- (キ) 障害復旧後は、障害対応の結果を書面により本市に報告すること。また、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じること。

ウ 保守に関する特記事項

- (ア) 保守については、機器等の設置場所に技術者を派遣して行うオンサイトサポートとする。設置場所ごとの機器等の内訳については別紙「端末等の設置施設（予定）」を参照すること。
 - (イ) 機器等の欠陥により故障、機能停止等の異常が発生した場合は、直ちに機器等の交換を行うこと。当該欠陥が同一仕様の他の機器等にも存在する場合は、該当するすべての機器を対象とすること。
 - (ウ) 機器等の故障、機能停止等の復旧作業に伴いハードディスクの初期化もしくは交換を行った場合は、上記（２）カ「マスタ機のディスクイメージの作成及びクローニング、個別設定作業」で作成した当該機器用のディスクイメージを使用しリカバリを行い、IPアドレス等の個別設定を実施すること。その後、本市による個別設定を行うため、当該機器等を本市の指示する場所へ搬入すること。本市による個別設定作業完了後は、当該機器等を所定の設置場所まで運搬し、設置及び動作確認を行うこと。
 - (エ) ハードディスクの交換を行った場合、交換したハードディスクの内容が読み取られないよう、交換後速やかにデータの消去またはディスクの破砕を行うこと。また、報告書を上記イ「障害時の対応」の（キ）の報告書とは別に作成し、提出すること。
 - (オ) 保守業務実施に要した費用については、交換部品代も含め受託者の負担とする。ただし、本市の申出により、通常の保守の範囲を超えて行った保守及び本市の故意又は過失により生じた調整、修理又は部品の交換に要した費用については、本市の負担とする。
 - (カ) 故障修理時又は点検、調整時に調達機器等の部品を交換した場合には、取り外した部品の所有権は、受託者に帰属するものとする。
 - (キ) 障害対応、保守点検等の作業を行う場合、部品等の梱包及び運搬費用は受託者が負担すること。
 - (ク) 保守業務で生ずる梱包等の廃棄物は、受託者が責任を持って処分すること。
 - (ケ) 上記（１）ウ「プリンタ」に掲げる機器等については、印刷品質を保つため、年１回以上、定期点検作業を実施すること。
 - (コ) 上記（１）ア「ハードウェア・周辺機器」の（オ）に内蔵するバッテリー及び（１）ウ「プリンタ」の定期交換部品について、性能を満足しなくなった場合には受託者の費用負担にて交換を行うこと。
- (４) 賃貸借期間経過後の機器等について、機器等の撤去及びデータ消去を実施すること。

ア 賃貸借期間経過後（再リースした機器等は再リース終了後）の機器等について、設置場所から撤去すること。なお、撤去作業日時については、別途本市と協議の上決定するものとする。

イ 撤去した機器等について、データ消去作業を行うこと。データ消去は、データ復元ソフト等を用いても再度データを入手できないよう、完全に行うこと。

ウ 撤去及びデータ消去に関する特記事項

(ア) データ消去作業は原則として本市庁舎内で行うこと。

(イ) 機器等の撤去からデータ消去が完了するまでの間、情報漏えいが発生しないよう措置を講ずること。

(ウ) データ消去完了後、作業が完了した旨の証明書を本市に提出すること。

6 搬入場所

(1) 仮搬入（その1）及び仮搬入（その2）の場所は、契約後に別途指示する。

(2) 本搬入の場所は、別紙「端末等の設置施設（予定）」に記載の本市施設とする。

(3) 仮搬入、本搬入いずれの場合においても、作業時は新潟市庁舎管理規則及び搬入場所の管理者が別に定める管理規則等を遵守すること。

7 搬入日時

(1) 仮搬入（その1）及び仮搬入（その2）の日時は、本市、受託者で協議の上、調整・決定するものとする。なお、機器等を仮搬入施設の規模等により一括搬入が難しい場合は、複数回の仮搬入を指示することがある。

(2) 本搬入の日時は、本市が原案を作成し、本市、受託者、富士通株式会社で協議の上、調整・決定するものとする。なお、本搬入の日時は、一部の施設を除き、本市の開庁時間外（夜間、休日等）を予定している。

8 調達機器等の管理等

(1) 本市は、機器等の本搬入後においては、あらかじめ受託者が確認した調達機器等の設置場所の動作環境・条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

(2) 本市の故意又は重大な過失により調達機器等に損傷が生じた時は、受託者は本市に対して損害の賠償を請求することができる。

9 損害保険特約

(1) 受託者は、機器等について契約期間中、受託者を保険契約者とし、受託者の選定する損害保険契約を締結すること。また、当該保険証の写しを賃貸借期間の開始までに本市に提出すること。なお、保険料は受託者の負担とする。

(2) 上記「8 調達機器等の管理等」(2)の場合において、受託者が保険契約に基づいて保険金を受け取った時は、受託者が受け取った保険金額を限度にして、本市の負担義務を免れる。

10 セキュリティの保全

受託者は、本業務の履行にあたり、「新潟市情報セキュリティ基本方針」、「新潟市情報セキュリティ対策基準」とともに次の事項を遵守し、本市の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「新潟市個人情報保護条例」、「新潟市電子計算機処理管理運営規程」等、本市が定める規則、規程、その他関係法令等を遵守すること。

また、本業務を履行する者、その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。なお、違反した場合は、「新潟市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、この契約について、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
- (3) 受託者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本市が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたり、本市に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。
- (5) 受託者は、機器等及び成果物の納入前に事故が発生した時は、その事故発生理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面による詳細な報告並びにその後の方針案を本市に提出すること。
- (6) データの保管及び破棄
 - ア 受託者は、成果物、記録媒体等については、必ず保管庫等に格納するとともに、施錠する等の安全な方法により保管しなければならない。
 - イ 受託者は、記録媒体等に記録された本業務に関する情報について、本市の検査終了後速やかに判読不能にし、全てを廃棄しなければならない。ただし、本市から特別の指示があった時は、本市の指示に従うこと。
 - ウ 本市は、受託者に対し成果物、記録媒体等の保護管理に関する状況について、立ち入り調査及び報告を求めることができる。
- (7) 作業従事者名簿、誓約書の提出
 - ア 受託者は、本仕様書で定める作業に従事する者の名簿を作成し本市に提出すること。また、名簿に記載のあったものからは秘密保持誓約書を徴し、本市に提出すること。なお、作業従事者に変更があった場合も同様とする。
 - イ 作業従事者は、身分証明書を携帯し、本市からの請求がある場合には速やかに提示すること。また、本市の施設内においては、受託者であることを明記した名札を必ず着用すること。

1 1 法令等の順守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。

1 2 その他の留意事項

- (1) 機器等は、新品かつ未使用のものであること。中古または中古部品を使用したものは一切認めない。なお、当該機器等については、取扱説明書、マニュアル類等を納入の際に添付できるものであること。
- (2) 賃貸借に供する予定の機器等について、入札説明書の様式第3号「機能証明書(機器等明細一覧)」を作成し、入札参加申請書とあわせて提出すること。
- (3) 供給機器等について、要求仕様を満たすために行うカスタマイズ費用、オプション品追加費用、OSライセンス料、サポート料、およびカスタマイズ等に係る作業に伴う費用はすべて受託者負担とする。
- (4) 機器等を供給する際、モデルチェンジ等により当初予定の機器等と異なる機器等とならざるを得ない場合は、本市と事前協議を行うこと。
- (5) 機器等は、5「業務の内容」(1)ア「ハードウェア・周辺機器」の各区分ごと、及び同ウ「プリンタ」の各区分ごと並びに同エ「スイッチングハブ」の各区分ごとに、製造メーカー、型式、品番等が統一されていること。
- (6) 機器等には、本市が指定する事項を記載したラベルを貼ること。なお、様式については、事前に本市と協議すること。
- (7) 機器等の搬入作業等の実施にあたっては、事前にその内容、手順、搬入ルート及び日時等について本市と協議し意思疎通を図るとともに、その指示に基づき作業等を実施すること。
- (8) 本市から要請があった場合には、機器等の操作説明を行なうこと。
- (9) 受託者は、予定賃貸借期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リースする。
- (10) 本仕様書で定める作業全般において、関連する他の受託者と協議が必要な場合は、相互の連携と協調を図り円滑に作業を進めること。また、協議内容は、議事録に取りまとめ、本市あてに書面にて提出すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定める。

1 3 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存を行うものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。

C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

1 4 機器等の仕様

ア ハードウェア・周辺機器

(ア) パーソナルコンピュータ① 21台

要求仕様	
基本的要件	モニター一体型デスクトップ機であること。 PC/AT互換機であること。 別に示す「動作保証を要するミドルウェア」の全ておよび「イ ソフトウェア・ライセンス」の項番1, 2, 4のミドルウェアとソフトウェアについて、動作保証があること（※1）。
CPU	インテルCore i3-4100M相当以上であること。
メインメモリ	4GB以上であること。
ディスプレイ	17型以上の液晶で、解像度がSXGA(1280×1024ドット)以上かつ発色数が1677万色以上であること。また、画面の横縦比が4:3であること。
HDDドライブ	内蔵型で320GB以上かつ5400rpm以上であること。
光学ドライブ	内蔵型で、CDおよびDVD媒体の読み取りが可能であること。
USBポート	USB2.0ポート、USB3.0ポートを合わせて4ポート以上装備すること。
LANポート	内蔵型10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tポートを1ポート以上装備すること。
OS	Microsoft Windows7 Professional SP-1 32bit版がインストールされ、正常動作可能であること。
その他	(1) 日本語109キーボードが添付されていること。 (2) JIS C 8303 2極コンセント15A 125V 平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

(イ) パーソナルコンピュータ② 41台

要求仕様	
基本的要件	モニター一体型デスクトップ機であること。 PC/AT互換機であること。 別に示す「動作保証を要するミドルウェア」の全ておよび「イ ソフトウェア・ライセンス」の項番1, 2, 4のミドルウェアとソフトウェアについて、動作保証があること（※1）。
CPU	インテルCeleron2950M相当以上であること。
メインメモリ	4GB以上であること。
ディスプレイ	17型以上の液晶で、解像度がSXGA(1280×1024ドット)以上かつ発色数が1677万色以上であること。また、画面の横縦比が4:3であること。
HDDドライブ	内蔵型で320GB以上かつ5400rpm以上であること。
光学ドライブ	内蔵型で、CDおよびDVD媒体の読み取りが可能であること。
USBポート	USB2.0ポート、USB3.0ポートを合わせて4ポート以上装備すること。
LANポート	内蔵型10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tポートを1ポート以上装備すること。
OS	Microsoft Windows7 Professional SP-1 32bit版がインストールされ、正常動作可能であること。
その他	(1) 日本語109キーボードが添付されていること。 (2) JIS C 8303 2極コンセント15A 125V 平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

(ウ) サーバ 2台

要求仕様	
基本的要件	タワー型であること。 PC/AT互換機であること。 別に示す「動作保証を要するミドルウェア」の項番6, 7, 8, 9および「ソフトウェア・ライセンス」の項番3, 4のミドルウェアとソフトウェアについて、動作保証があること (※1)。
CPU	インテルCore i3-4330相当以上であること。
メインメモリ	4GB以上であること。
ディスプレイ	17型以上で、解像度がSXGA(1280×1024ドット)以上かつ発色数が1677万色以上の液晶ディスプレイが添付されていること。また、画面の横縦比が4:3であること。
HDDドライブ	内蔵型で500GB以上、かつ7200rpm以上のディスクを2台装備し、それらでRAID1が構成されているものであること。
光学ドライブ	内蔵型で、CDおよびDVD媒体の読み取りが可能であること。
USBポート	USB2.0ポート、USB3.0ポートを合わせて4ポート以上装備すること。
LANポート	内蔵型10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tポートを1ポート以上装備すること。
OS	Microsoft Windows Server2012 R2 Standardがインストールされ、正常動作可能であること。
その他	(1)日本語109キーボードが添付されていること。 (2)JIS C 8303 2極コンセント15A 125V 平行型電源にて使用できること。また、当該コンセント用2m程度の電源ケーブルが添付されていること。 (3)運用管理(ハードウェア監視、パフォーマンス監視、ストレージ監視)機能を有すること(ソフトウェアによる機能提供でも可)。

(エ) 磁気カードリーダー 64台

要求仕様	
読取可能カード	JIS X6301-IIおよびJIS X6302-II規格に準拠したカードの読み取りができること。
出力モード	富士通(株)製FMV-MCR112の専用モードと同様の、データ抽出用ヘッダが付加された形式を出力できること。
インターフェース	USB2.0/USB1.1ポートに接続して使用可能であること。
対応OS	以下のOS上で正常動作すること。 Microsoft Windows7 Professional SP-1 32bit版 Microsoft Windows Server2008 R2 Standard Microsoft Windows Server2012 R2 Standard
その他	USBバスパワーで動作すること。

(オ) 無停電電源装置 2台

要求仕様	
基本的要件	床上または机上置き型であること。
出力容量	500VA以上であること。
入力電圧	単相AC100Vであること。
出力コンセント口	4口以上の100V出力コンセントを装備すること。

動作保証を要するミドルウェア（本調達物品ではないので注意すること）（※1）

1	Image Toolランタイムライブラリ
2	Interstage Charset Manager SE
3	Interstage APWORKS SE
4	IC21基盤システム共通クライアント
5	IC21基盤システム共通クライアント日本語拡張オプション
6	IC21基盤共通制御
7	IC21基盤共通制御日本語拡張オプション
8	MICJET GW
9	MeFt
10	NetCOBOL SE クライアント運用パッケージ

イ ソフトウェア・ライセンス

項番	製品名称	数量
1	通信制御サービス V7.2	62
2	WSMGR V7.2	62
3	ホスト連携プレミアム サーバライセンス V7.2(64bit)	2
4	Microsoft Office 2016 Standard	64
5	Windows Server 2012 CAL (デバイス)	2

ソフトウェア・ライセンスについて

- ※インストール用メディアをそれぞれ1枚以上提供すること（項番4および項番5を除く）
- ※ボリュームライセンス等の適用により、1ライセンスずつ調達するよりも安価になる場合は、ボリュームライセンスを選択すること。
なお、ボリュームライセンスを選択することにより、調達ライセンス数に余剰が生じても構わないこととする。
- ※項番4について、Microsoft Select Plus for Governmentにて上記ライセンス数を調達の上、Microsoft Office 2010 Standardにダウングレードすること。
- ※項番5について、Microsoft Open License for Governmentにて調達すること。

ウ プリンタ

(ア) ページプリンタ① 1台

要求仕様	
基本的要件	<p>FNA通信方式をサポートし、富士通(株)製ホストコンピュータからの印刷が可能であること。</p> <p>以下のエミュレーション機能を有し、F66XXエミュレーションを含む3以上のマルチセッションが可能であること。また、各エミュレーション時、(※2)に示す印刷が可能であること。</p> <p>JEF (F66XX) JEF (F69XX) FM FNP</p> <p>富士通(株)製ホストコンピュータ用パッケージソフトウェア「ARIS/X V40L10」および「ARIS(印鑑) V40L10」からの出力が正常に行えることを保証できるものであること(※1)。</p>
印刷方式	レーザ書き込みによる乾式電子写真方式であること。
印刷速度	A4サイズ単票を毎分50枚以上印刷できること。
用紙の種類	<p>以下の単票用紙に印刷できること。</p> <p>種類：普通紙、上質紙、再生紙 用紙サイズ：A3、A4、A5、B4、B5、レター</p>
解像度	<p>以下の解像度に対応していること。</p> <p>240×240dpi 400×400dpi 600×600dpi</p>
対応OS	<p>以下のOS用ドライバが提供され、各OSから印刷ができること。</p> <p>Microsoft Windows 7 Microsoft WindowsServer2008R2 Microsoft WindowsServer2012R2</p>
給紙	給紙カセットが4段以上あること。また、カセット1段あたり550枚以上収容できること。
両面印刷	自動両面印刷が可能であること。
インターフェース	10BASE-T/100BASE-TXマルチプロトコルEthernetポートを装備していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V 平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

(イ) ページプリンタ② 3台

要求仕様	
基本的要件	FNA通信方式をサポートし、富士通(株)製ホストコンピュータからの印刷が可能であること。 以下のエミュレーション機能を有し、F66XXエミュレーションを含む3以上のマルチセッションが可能であること。また、各エミュレーション時、(※2)に示す印刷が可能であること。 JEF (F66XX) JEF (F69XX) FM FNP 富士通(株)製ホストコンピュータ用パッケージソフトウェア「ARIS/X V40L10」および「ARIS(印鑑) V40L10」からの出力が正常に行えることを保証できるものであること(※1)。
印刷方式	レーザ書き込みによる乾式電子写真方式であること。
印刷速度	A4サイズ単票を毎分35枚以上印刷できること。
用紙の種類	以下の単票用紙に印刷できること。 種類：普通紙、上質紙、再生紙 用紙サイズ：A3、A4、A5、B4、B5、レター
解像度	以下の解像度に対応していること。 240×240dpi 400×400dpi 600×600dpi 1200×1200dpi
対応OS	以下のOS用ドライバが提供され、各OSから印刷ができること。 Microsoft Windows 7 Microsoft WindowsServer2008R2 Microsoft WindowsServer2012R2
給紙	給紙カセットが3段以上あること。また、カセット1段あたり500枚以上収容できること。
両面印刷	自動両面印刷が可能であること。
インターフェース	10BASE-T/100BASE-TXマルチプロトコルEthernetポートを装備していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V 平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

(※1)

周辺機器、ソフトウェアおよびプリンタの動作環境に関する問い合わせ先
富士通株式会社新潟支社 公共営業部 浅利 健 様
所在地 新潟市中央区礎町通二ノ町2077
電話 025-225-0773

なお、動作保証および検証等に要する経費は受託者の負担とする。

(※2)

各エミュレーション時における、印刷機能

JEF(F66XX)

解像度	240×240dpi
文字種	漢字:明朝体、ゴシック体 (JIS 非漢字、第1水準/第2水準漢字)
文字構成	【漢字】 7、9、12ポイント相当 縮小文字:半角、1/4角 拡大文字:平体、長体、倍角、ラベル文字 【A/N】 10字、12字、15字/inch 13.3字/inch
文字間隔	【漢字】 7ポイント相当:10字/inch 9ポイント相当:5、6、6.6、7.5、8字/inch 12ポイント相当:5、6字/inch 【A/N】 10字、12字、15字/inch
行間隔	6、8、12行/inch
縦書き	可能(文字を90°回転)
オーバーレイ印刷	データ形式:Write形式(ドット圧縮方式)
イメージ印刷	データ形式:非圧縮、MH圧縮、MR圧縮、MMR圧縮形式
図形印刷	文字、線、円、面塗りなどの描画
バーコード印刷	NW-7、標準JAN、短縮JAN、Code 3 of 9、GS1-128 (IUCC/EAN-128)、 Industrial 2 of 5、Interleaved 2 of 5、物流系、カスタマバーコード

JEF (F69XX)

解像度	240×240dpi	
文字種	漢字:明朝体、ゴシック体 (JIS 非漢字、第1水準/第2水準漢字)	
文字構成	【漢字】 7、9、12ポイント相当 縮小文字：半角、1/4角 拡大文字：平体、長体、倍角、ラベル文字 【A/N】 10字、12字、15字/inch 13.3字/inch	
文字間隔	標準モード	【漢字】 7ポイント相当：10字/inch 9ポイント相当：5、6、6.6、7.5、8字/inch 12ポイント相当：5、6字/inch 【A/N】 10字、12字、15字/inch
	互換モード	【漢字】 7ポイント相当：5、6.6、10字/inch 9ポイント相当：5、6.6、8字/inch 12ポイント相当：5字/inch 【A/N】 10字、12字、15字/inch
行間隔	6、8、12行/inch	
縦書き	可能（文字を90°回転）	
オーバーレイ印刷	データ形式：ベクトルオーバーレイ	
イメージ印刷	データ形式：非圧縮、MH圧縮、MR圧縮、MMR圧縮形式	
図形印刷	文字、線、円、面塗りなどの描画	
バーコード印刷	NW-7、標準JAN、短縮JAN、Code 3 of 9、 Industrial 2 of 5、Interleaved 2 of 5、カスタマバーコード	

FMエミュレーション機能

解像度	240×240dpi、400×400dpi
文字種	漢字:明朝体、ゴシック体 (JIS 非漢字、第1水準/第2水準漢字)
文字構成	【漢字】 7、9、10.5、12ポイント相当 縮小文字:半角、1/4角 拡大文字:平体、長体、倍角、ラベル文字 【A/N】 10、12、18cpi
文字間隔	任意指定
行間隔	任意指定
オーバーレイ印刷	データ形式:マクロ形式
イメージ印刷	データ形式:非圧縮、MH圧縮
図形印刷	文字、線、円、面塗りなどの描画
コマンド仕様	FMLBP115相当
バーコード印刷	NW-7, 標準JAN, 短縮JAN, Code 3 of 9, Industrial 2 of 5, Interleaved 2 of 5, 物流系, カスタマバーコード

FNPエミュレーション機能

解像度	240×240dpi、400×400dpi、600×600dpi、1200×1200dpi (1200×1200dpiは区分エ及びオのみ)
文字種	アウトラインフォント 漢字:明朝体、ゴシック体 A/N:OCR-B
文字サイズ	【漢字】 240 dpi : 1~4096ドット (0.1ポイント~1228ポイント) 400 dpi : 1~4096ドット (0.1ポイント~ 737ポイント) 600 dpi : 1~4096ドット (0.1ポイント~ 491ポイント) 1200 dpi : 1~4096ドット (0.1ポイント~ 245ポイント) (1200×1200dpiは区分エ及びオのみ) 【A/N】 1~4096ドット
文字間隔	任意指定
行間隔	任意指定
オーバーレイ印刷	データ形式:マクロ形式
イメージ印刷	データ形式:非圧縮、MH圧縮、MMR圧縮、SLC圧縮形式
図形印刷	文字、線、円、面塗りなどの描画
バーコード印刷	NW-7, 標準JAN, 短縮JAN, Code 3 of 9, Industrial 2 of 5, Interleaved 2 of 5, GS1-128 (IUCC/EAN-128), GS1-128 (IUCC/EAN-128) のコンビニ料金代理収納用, 物流系, カスタマバーコード, QRコード (モデル2のみ), マイクロQRコード

エ スイッチングハブ

(ア) 24ポートスイッチングハブ 5台

要求仕様	
基本的要件	19インチラックに搭載できるものであること。
寸法	高さ44mm(1U)以内であること。
LANポート	10BASE-T/100BASE-TXポートを24ポート以上装備すること。
ポート設定	オートネゴシエーション機能を有していること。また1ポート以上のMDI/MDI-X切り替え機能を有していること。
その他	JIS C 8303 2極コンセント15A 125V 平行型電源にて使用できる2m程度の電源ケーブルが添付されていること。

端末等の設置施設(予定)

機器等の設置施設			設置機器と台数		
施設名称	施設住所	設置場所	端末等	プリンタ	ハブ
本庁	中央区学校町通1-602-1	IT推進課(分室含む)	3		
中央区役所		保険年金課	1		
		介護保険課	1		
		経営企画課	1		
中央区役所		資産税課	1		
		中央区区民生活課	1		4
本庁(白山浦庁舎)	中央区白山浦1-425-9	中央区健康福祉課	1		
古町行政サービスコーナー	中央区西堀通6番町866	廃棄物対策課	1		
東部地域下水道事務所	中央区太右工門新田1422-3	古町行政サービスコーナー(NEXT21 5F)	9		
北区役所	中央区太右工門新田1422-3	普及推進課	1		
北区役所	北区葛塚3197	北税務センター		1	
東区役所	東区下木戸1-4-1	東区区民生活課	10	1	1
		東区健康福祉課	1		
		東区保護課	1		
		東税務センター	1		
石山出張所	東区石山1-1-12	石山出張所	2		
山の行政サービスコーナー	東区古川町4-12	山の行政サービスコーナー	3	1	
東出張所	中央区蒲原町7-1	東出張所	1		
南出張所	中央区新和3-3-1	南出張所	1		
横越出張所	江南区横越中央1-1-1	横越出張所	1		
亀田行政サービスコーナー	江南区東船場1-1-22	亀田行政サービスコーナー	2		
秋葉区役所	秋葉区程島2009	秋葉区区民生活課	2		
南区役所	南区白根1235	南区区民生活課	1		
西区役所	西区寺尾東3-14-41	西区区民生活課	6		
		西区保護課	1		
		西税務センター	2		
黒崎出張所	西区大野町2843-1	黒崎出張所	1		
西部地域下水道事務所		普及推進課	1		
西蒲区役所	西蒲区巻甲2690-1	西蒲区区民生活課	4		
		西蒲区健康福祉課	1		
		西蒲税務センター	2	1	
計			64	4	5

中央電子計算機用端末機器等賃貸借契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「中央電子計算機用端末機器等賃貸借」について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 機器等の名称及び数量

「平成28年9月導入中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、明細は、別表1「機器等の名称及び数量」のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

3 機器等の設置場所

甲の指定する場所

4 履行期間

平成28年9月1日 から 平成32年9月30日 まで（49か月）

5 契約金額

月額 金 0,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 000,000 円）とする。なお、各年度の支払いについては、別表2「賃借料及び保守料の内訳」のとおり。

6 契約保証金

新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

《契約保証金を納付させる場合》

「金〇〇〇,〇〇〇円 納付」又は、「〇〇〇〇の保証」

7 契約条項

別紙「中央電子計算機用端末機器等賃貸借契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 篠田 昭 印

乙

印

中央電子計算機用端末機器等賃貸借務契約書 契約条項

(目的)

第1条 甲は、中央電子計算機用端末機器等（以下「機器等」という。）を乙から賃借し、乙は、これを賃貸する。また、乙は、甲が乙から賃借した機器等が正常な機能を果たす状態を保つように機器等の設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守（以下「保守業務」という。）を請け負うものとする。

2 中央電子計算機用端末機器等賃貸借及び保守業務の実施に係る一切の事項は、本契約に定めるもののほか、仕様書及び甲乙協議の上で作成する機器等保守計画書等の関連資料（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。なお、本契約の条項と仕様書等に定める事項が重複、抵触、矛盾する場合、又は本契約に規定がなく仕様書等に規定がある場合は、仕様書に定める事項が優先するものとする。

注：規定の優先順は事業者と協議して定めてください。

(契約保証金)《契約総額が1,000万円以上で、契約保証金を納付させる場合》

第2条 乙は、本契約の締結と同時に、甲に契約保証金を納付しなければならない。

2 甲は、乙から契約保証金の納付されたときは、乙に保管証書を交付しなければならない。

3 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙に契約保証金を還付しなければならない。なお、甲は、乙に還付する契約保証金に利息は付さない。

5 乙は、前項により甲から契約保証金の還付を受けたときは、甲に保管証書を返還しなければならない。

6 乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(機器等の譲渡又は転貸の禁止)

第4条 甲は、機器等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、保守業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に再委託の承諾を求める場合は、再委託先の名称、所在地、再委託の業務内容、再委託の理由、取り扱う情報、再委託先に対する管理方法等を記載した再委託申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先の保守業務に関する行為について、甲に対して全ての責任を負わなければならない。

4 乙は、第1項ただし書により再委託をする場合は、再委託先に秘密保持誓約書を提出させた上で、本契約で定めた事項を遵守させなければならない。

5 乙は、前項により再委託先から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(所有機器の表示)

第6条 乙は、機器等に乙の所有に属する旨の表示をしなければならない。

(機器等の引渡し)

第7条 乙は、甲が指定する期日並びに場所に機器等を設置し、甲が使用できる状態に調整したのち、甲の検査を受け、引き渡すものとする。

2 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は、甲の指定する期間内に機器等の取替え又は補修をしなければならない。

3 機器等の引き渡しは、第1項の甲の検査に合格したときをもって完了とする。

(動産総合保険)

第8条 乙は、機器等に対して乙の名義で乙を被保険者とする動産総合保険を付保するものとし、甲に保険の対象物件及び免責事項等の契約内容について通知しなければならない。

2 保険事故が発生したときは、甲は、直ちにその旨を乙に報告するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。

3 乙は、前項の保険金を次の各号に掲げる用途に使用するものとする。

- (1) 機器等を完全な状態に復元又は修理すること。
- (2) 機器等と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(機器等の維持管理及び保守等)

第9条 乙は、仕様書に定める保守業務を定期又は随時に行なわなければならない。

2 保守業務に関する費用において、次の各号に掲げる費用については、甲の負担とする。

- (1) 甲の申出により仕様書に定める保守業務の範囲を超えて行った保守の費用
- (2) 甲の故意又は過失により生じた機器等の調整、修理又は部品の交換等に要した費用
- (3) 塩害、ガス害、地震、その他天変地異又は異常電圧等の外部要因に起因する故障及び損傷等による修理又は部品の交換に要した費用

3 甲は、機器等の据付場所について温度、湿度その他必要な環境を保持するとともに善良な管理者の注意をもって機器等を維持管理しなければならない。

(機器等の改造及び移設等)

第10条 甲は、機器等に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、甲の費用負担で乙が行うものとする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取り付けが保守業務の費用を増大させ、所定の保守業務ができないとき、又は機器等の正常円滑な操作若しくは機器等の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承認しないことができる。

(資料等の提供、管理及び返還)

第11条 乙は、甲が所有する保守業務の実施に必要な資料及び機器等(以下「原始資料等」

という。)が必要なときは、甲に提供を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請があり、その必要性を認め、かつ、それが可能なときは、乙に使用上の条件を明示した上で、原始資料等は無償で貸与又は開示等を行う。

3 乙は、甲から原始資料等の貸与を受けたときは、原始資料等の名称及び貸与を受けた日を記録した資料を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等を甲の事前の承諾なしに複写又は複製してはならない。

5 乙は、甲から貸与を受けた原始資料等の使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、原始資料等を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い破棄しなければならない。

(主任担当者の指定及び通知)

第12条 甲乙は、保守業務の実施に関し、相手方と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主任担当者をそれぞれ定め、書面により相手方に通知しなければならない。なお、主任担当者を変更したときも同様とする。

(直接対話の原則禁止)

第13条 甲乙は、保守業務の実施に関し、相手方の職員と対話する必要がある場合は、原則として、主任担当者を通じて行わなければならない。

(指揮命令)

第14条 乙は、保守業務の実施に係わる乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令を行わなければならない。

2 乙の保守業務の作業場所が甲の施設内になる場合は、乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対する服務規律、勤務規則等に関して、甲乙協議の上で決定する。

(事故等の報告)

第15条 乙は、本契約の履行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の合理的な指示のもと速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びに今後の方針案を書面により甲に提出しなければならない。

(作業状況の報告等)

第16条 乙は、甲から事前の指示があるときは、保守業務の進捗及び課題等の作業状況について、甲が求める時期及び内容に基づき、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲から事前の指示があるときは、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第17条 甲は、乙の本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙の作業現場の实地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の検査実施要求及び作業の実施に係る指示がある場合は、それらの要

求及び指示に従わなければならない。なお、実地調査の対象事項及び方法の詳細については甲乙協議の上定める。

(成果物等の納入)

第18条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき本契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第19条 乙は、保守業務の実施に関し、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、保守業務の実施に関し、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に定めるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識の上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利及び利益を侵害してはならない。

(秘密の保持)

第21条 甲乙は、本契約の履行上知り得た他の当事者の秘密情報（秘密である旨表示されたものをいう）を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の終了後又は解除された後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際に、既に所有していたもの。
- (2) 開示を受けた際に、既に公知であったもの。
- (3) 開示を受けた後に、甲乙の責によらずに公知となったもの。
- (4) 第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したもの。
- (5) 開示を受けた情報によらずに甲乙が独自に開発したもの。
- (6) 法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令により開示することを義務付けられたもの。

2 乙は、保守業務を実施する乙の作業従事者及び再委託先の作業従事者に対し、前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講じなければならない。

(情報の目的外使用の禁止)

第22条 乙は、前条第1項の秘密情報であるかを問わず、本契約の履行上知り得た情報を甲の事前の承諾なしに本契約の目的外に使用してはならない。

(報告書の提出)

第23条 乙は、第9条第1項の保守業務を実施したときは、速やかに保守業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(履行届書の提出)

第24条 乙は、前月分の保守業務に関し、本契約の履行にかかる届書（以下「履行届書」という。）を毎月、甲に提出しなければならない。

（検査）

第25条 甲は、第23条の報告書及び前条の履行届書を受領したときは、その日から5日以内に保守業務の成果について検査を実施し、乙に検査結果を通知しなければならない。

2 乙は、保守業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む）の検査に要する費用は、甲の負担とし、及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

（賃借料の請求及び支払い）

第26条 乙は、前条第1項の履行届書を受領に基づく本業務の成果について検査に合格したときは、前月分の賃借料（本契約の履行にかかる乙の保守業務の委託料を含む）の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃借料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

4 甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

(1) 第7条に規定する機器等の引渡し日を月の中途に定めたとき

(2) 本契約の全部又は一部を解除したとき

(3) 天災地変等の甲乙の責めに帰すことのできない事由により、甲が機器を使用できなかったとき

（機器の引取り等）

第27条 乙は、本契約の賃貸借期間が満了し、又は本契約が解除された場合は、機器等を速やかに引き取らなければならない。

2 甲は、前項の引き取りに際しては、機器等に取り付けた他の機械器具を取り外す等、機器等を原状に回復しなければならない。

（契約の変更）

第28条 甲は、仕様書等の要求事項を変更する必要があると認めたときは、遅滞なく乙に

連絡し、甲乙協議の上で書面により要求事項を変更することができる。

- 2 前項の要求事項の変更において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上で変更契約を締結する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第29条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

- 2 甲は、前項の場合は、本契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上で決定する。

(履行遅延に関する違約金)

第30条 乙の責に帰すべき事由により、甲に対し第7条に規定する機器等の引渡しが完了できない場合は、甲は、乙に対し履行遅延に関する違約金の支払いを請求することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、甲が指定する期日の翌日から機器等の引渡しが完了する日までの間の日数（以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約総額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 3 第1項の違約金は、契約金額の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。

(瑕疵担保責任)

第31条 甲は、乙が納入した成果物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵を発見したときは、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求することができる。また、乙が瑕疵の補正を合理的な範囲で繰り返したにもかかわらず、瑕疵が補正されない場合は、甲は、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲が提供した資料又は指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったとき、若しくは乙が甲に提供した不適當な資料又は説明に起因するときはこの限りでない。

(損害賠償)

第32条 甲は、乙の本契約の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により損害（前条第1項に規定する瑕疵に対する補正をしないことによる損害を含む）を被った場合、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。ただし、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる成果物の検査合格の日から5年以内に、又は検査に合格していない場合は本契約を締結した日から5年以内に行わなければ、甲は請求権を行使することができない。

2 前項の損害賠償の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約の契約総額を限度とする。また、逸失利益、特別損害については、損害賠償責任を負わないものとする。

3 前項は、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、これを適用しない。

（甲の解除権）

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
- (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
- (3) 正当な事由なく定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
- (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
- (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
- (7) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (11) 乙が本契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
- (12) 乙が本契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、

資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合

(13) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合

2 甲は、前項の規定によるほか、乙の債務不履行が催告後 1 か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

3 乙は、前 2 項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（談合その他不正行為に関する甲の解除権）

第 3 4 条 甲は、乙が本契約に関し、談合その他不正行為に関する次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 4 9 条に規定する排除措置命令、独占禁止法第 6 2 条第 1 項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第 7 7 条の規定により当該処分を取り消しの訴えが提起された場合を除く。）

(2) 乙が独占禁止法第 7 7 条の規定により前号の処分を取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は同法第 1 9 8 条の規定による刑が確定した場合

2 乙は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

（契約解除に関する違約金）

第 3 5 条 乙は、第 3 3 条第 1 項又は第 2 項、若しくは前条第 1 項の規定により甲が本契約を解除した場合、違約金として契約総額の 1 0 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、履行を終えた部分については違約金の対象としない。

2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

（談合その他不正行為に関する賠償）

第 3 6 条 乙は、本契約に関し、第 3 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、本契約の履行の前後及び甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約総額の 1

0分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、本契約が完了した後も同様とする。

- (1) 第34条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第34条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第37条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本契約の履行をすることができなくなったときは、甲に本契約の変更若しくは解除又は本契約の履行の中止を書面により申出することができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上で契約を変更し、若しくは解除し、又は本契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による本契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(天災等による履行不能)

第38条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲乙協議の上で定める。

(危険負担)

第39条 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡す前に機器等に滅失毀損が生じた場合は、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は乙の負担とする。

2 乙が第7条の規定により甲に機器等の引渡した後に機器等に滅失毀損が生じた場合は、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失毀損は甲の負担とする。

(運搬責任)

第40条 本契約の履行に関し、機器等及び納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとする。

(費用負担)

第41条 本契約の締結に要する費用並びに本契約に基づく機器等の搬入、設置及びその他本契約を履行するために要する全ての費用は、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、全て乙の負担とする。

(法令の遵守)

第42条 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、日本国の法令及び甲の条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

2 甲乙は、本契約の締結及び本契約の履行に関し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年新潟市条例第49号)その他関係法令を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項について、関係監督機関から処分、指導等があった場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第43条 乙は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員から不当な介入(契約の適正な履行を妨げることをいう。)又は不当な要求(事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。)(以下これらを「不当介入等」という。)を受けたときは、直ちに書面により甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上で履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第44条 本契約に関する訴訟については、甲の本庁所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第45条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(特記事項)

第46条 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

2 本契約の履行に関し、甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の規定による。

3 本契約及び仕様書等における期間の定めについては、本契約又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の規定による。

4 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

別記

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下「本要求事項」という）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下同じ）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下同じ）へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者を明確にしなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の情報ネットワーク管理者（IT推進課長）より許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以外を持ち出してはならない。

3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下「コンピュータ等」という）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下「一般管理区域等」という）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業及び情報セキュリティ対策の実施状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用して本契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、新潟市個人情報保護条例その他個人の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還又は引き渡し)

第8条 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第12条 甲は、乙が本契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。